

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 塩田、樋口 電話 681-5791)

件 名	排水設備清掃業務（中央卸売市場第二市場）
履 行 期 間	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）における排水設備清掃業務は、京都市契約事務規則及び委託契約書によるもののほかは、すべてこの仕様書による。</p> <p>第1 目的</p> <p>と畜及び市場業務の用に供する水等の排水設備（排水管、排水桝及び排水槽）の清掃を行うことにより、第二市場の衛生環境を維持することを目的とする。</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>仕様書において使用する用語のうち、委託契約書において定義していない用語を、次の各号に掲げ定義する。</p> <p>1 清掃</p> <p>汚れを除去することにより、清潔で良好な状態にすること。</p> <p>2 監督員</p> <p>京都市契約事務規則第39条に規定する監督職員等のことであり、本契約においては、京都市中央卸売市場第二市場に所属する職員をいう。</p> <p>第3 業務の対象とその範囲</p> <p>別紙1に示す清掃範囲について清掃を行う。</p> <p>第4 業務の実施要領</p> <p>1 作業日時</p> <p>(1) 作業は年4回とし、原則として、別紙1に示した月に実施する。 (2) 原則として、第3回目の作業は2日、それ以外は1日で実施する。 (3) 原則として、作業は水曜日の8時30分～17時の時間内とする。 (4) 作業日時の詳細は監督員と協議のうえ決定する。</p> <p>2 排水の性状</p> <p>排水には牛及び豚の血、糞尿、脂等の動物系固形不要物及びおが粉等が含まれる。また、排水桝及び排水槽には固化した脂、動物系固形不要物及びおが粉等が堆積している。</p> <p>3 使用機材</p> <p>清掃は、高圧洗浄車等を用いて高圧洗浄により行う。使用機材は、配</p>

管径（屋内：50-125A、屋外：150-250A）、配管長さ及び汚れの程度から適正な圧力と水量が確保できるものを使用すること。

4 排水管（屋内）の清掃

- (1) 清掃範囲は各排水口からトラップ桝（C 1 系統のみ排水槽）までとする（別紙 2 - 1 参照）。
- (2) 原則として、系統ごとに清掃する。
- (3) 排水口から高圧洗浄用ホースを挿入し、排水枝管を清掃する。原則として、清掃は排水主管の上手側の排水口から順に行う。
- (4) 系統の全ての排水口から排水枝管を清掃した後、トラップ桝から上流に向けて排水主管を清掃する。
- (5) 排水管を清掃した後にトラップ桝を清掃する。
- (6) トラップ桝は側面に付着した汚物（脂等）をケレン棒等により清掃する。その後、桝に堆積した汚物を発注者が用意する容器に移す（可能な限り、容器に水分を入れないこと）。
- (7) 汚物を入れた容器は、発注者が指示する場所に集積する。
- (8) 清掃時には、排水主管の上手側の排水口からお湯を流す等、より効果的な清掃を実施するための措置を取ること。

5 排水管（屋外）の清掃

- (1) 清掃範囲は各トラップ桝（空調トラップ桝を含む、C 1 系統のみ排水槽）から汚水処理施設入口までとする（別紙 2 - 2 参照）。
- (2) 原則として、清掃は上手側から順に行う。
- (3) トラップ桝は側面に付着した汚物（脂等）をケレン棒等により清掃する。その後、桝に堆積した汚物を発注者が用意する容器に移す（可能な限り、容器に水分を入れないこと）。
- (4) 汚物を入れた容器は、発注者が指示する場所に集積する。
- (5) トラップ桝を清掃後、トラップ桝から下流のインバート桝及び排水管を高圧洗浄用ホースを用いて清掃する。

6 外部と畜棟排水槽の清掃

(1) 排水槽の仕様・寸法

地下埋設、コンクリート製、縦 1,200mm×横 4,000mm×高さ 2,000mm、マンホール 600φ×3 個、水中ポンプ 2 台、タラップ、水中ポンプ用釜場

- (2) 排水槽の壁、床、天井及び配管等に付着した汚物（脂等）を高圧洗浄機等により清掃する。
- (3) 汚物は、細かく粉砕し槽内の排水ポンプを用いてポンプで排出すること。
- (4) 細かく粉砕できない強固な汚物（脂等）は、発注者が用意する容器に移し（可能な限り、容器に水分を入れないこと）、発注者が指示する場所に集積するか、バキューム車で吸上げ発注者が指示する汚水処理施設直近の桝に投入すること。

7 係留所生体機器用ピット排水槽の清掃

(1) 排水槽の仕様・寸法

地下埋設、コンクリート製、縦 1,200mm×横 600mm×高さ 510mm、鉄蓋 2 枚

- (2) ピット内に付着した汚物（獣毛等）を高圧洗浄機等により清掃する。
- (3) 獣毛等は発注者が用意する容器に移し、（可能な限り、容器に水分を入れないこと）、発注者が指示する場所に集積するか、バキューム車で吸上げ発注者が指示する汚水処理施設直近の枡に投入すること。
- (4) 清掃は、A-7a 系統とあわせて同じ時期に行う。

8 業務の記録

- (1) 各回、業務に応じ、業務の記録として次の写真を撮影すること。

- ・ 高圧洗浄装置の全景
- ・ 各排水口から排水管を清掃している状況
- ・ 各排水枡の清掃前後
- ・ 排水槽の清掃前後（上・下・側面（四方）及び釜場）
- ・ 排水槽の清掃時に実施した安全管理の状況
- ・ バキューム車の全景（使用した場合に限る）
- ・ 集積した汚物を入れた容器の全景

- (2) 写真には、委託業務名、委託業者名、日付及び撮影内容を記載した看板を入れること。

- (3) 写真は、撮影内容毎に整理し報告書として取りまとめること。報告書のサイズはA 4 とし、写真を印刷する場合は、写真に適した用紙を用いる等、容易に撮影内容を判別できるように工夫すること。

9 臨機の措置

- (1) 冷蔵庫等の使用状況により、作業日に立ち入ることができないことがある。その場合、当該冷蔵庫等の排水口から排水枝管を清掃できないことがある。
- (2) 排水槽は、病気の牛を解体する外部と畜棟に付属するものであるため緊急使用されることがある。そのため、排水槽の清掃中であっても、作業の一時中止又は後日作業となることがある。その場合、委託料は監督員と協議のうえ決定する。

第5 衛生管理及び養生等

- 1 第二市場は3足制である。次のとおり履物を変えること。

- (1) 外部から下足場 下履き
- (2) 建物内 上履き
- (3) と畜関係諸室 白長靴

- 2 と畜関係諸室での作業は次によること。

- (1) ヘルメットの下にヘアキャップ、マスク及び新しい手袋を着用すること。これ以外のものの着用を希望するときは監督員の承諾を得ること。

- (2) 枝肉が保管されている室で作業する場合は白衣を着用すること。
- (3) 原則として、室内設置物は移動させないこと。やむを得ず移動させる場合は、作業後、元の位置に戻すこと。
- (4) 作業前後に道具、工具及びウエス等の数量を確認し、置き忘れがないようすること。
- (5) クリーンゾーンとして運用している部分(床が緑色塗装された部分)に入室する場合は、サンタリー入口に設置されているエアシャワーを通過すること。

第6 負担区分

発注者は、次のものを負担する。業務の実施に必要なこれ以外のものは受注者の負担とする。

- 1 清掃に伴い発生する汚物を入れる容器
- 2 清掃に伴い発生する汚物の処分
- 3 光熱水費（ただし、受注者は節水、節電に努めること）

第7 安全管理

- 1 業務における安全管理は、受注者の責務とする。
- 2 排水槽での作業は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」による指揮・監督のもと行うこと。

第8 提出書類

受注者は、以下の書類を提出すること。

- 1 契約後速やかに
 - ・代金内訳書
 - ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の技能講習修了証の写し
- 2 各回の業務完了後速やかに
 - ・報告書
 - ・完了届

第9 代金の支払方法

各回の業務完了後、受注者から報告書、完了届を受領した後に、代金内訳書を基に提出された請求書、請求内訳書に基づき支払うものとする。

第10 その他の事項

- 1 第二市場は食品を扱う施設であり、衛生面には特に注意して業務を行うこと。
- 2 業務の実施に伴い、場内を汚損した場合は清掃を行うこと。
- 3 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
- 4 喫煙は指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。
- 5 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜

	<p>保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、協議のうえ、本契約に必要な変更を行う。</p> <p>6 第二市場の衛生管理区域内に出入りする場合は必ず消毒槽を使用すること。</p> <p>7 業務の実施等により発生する細部の事項は協議のうえ決定する。</p>
--	---

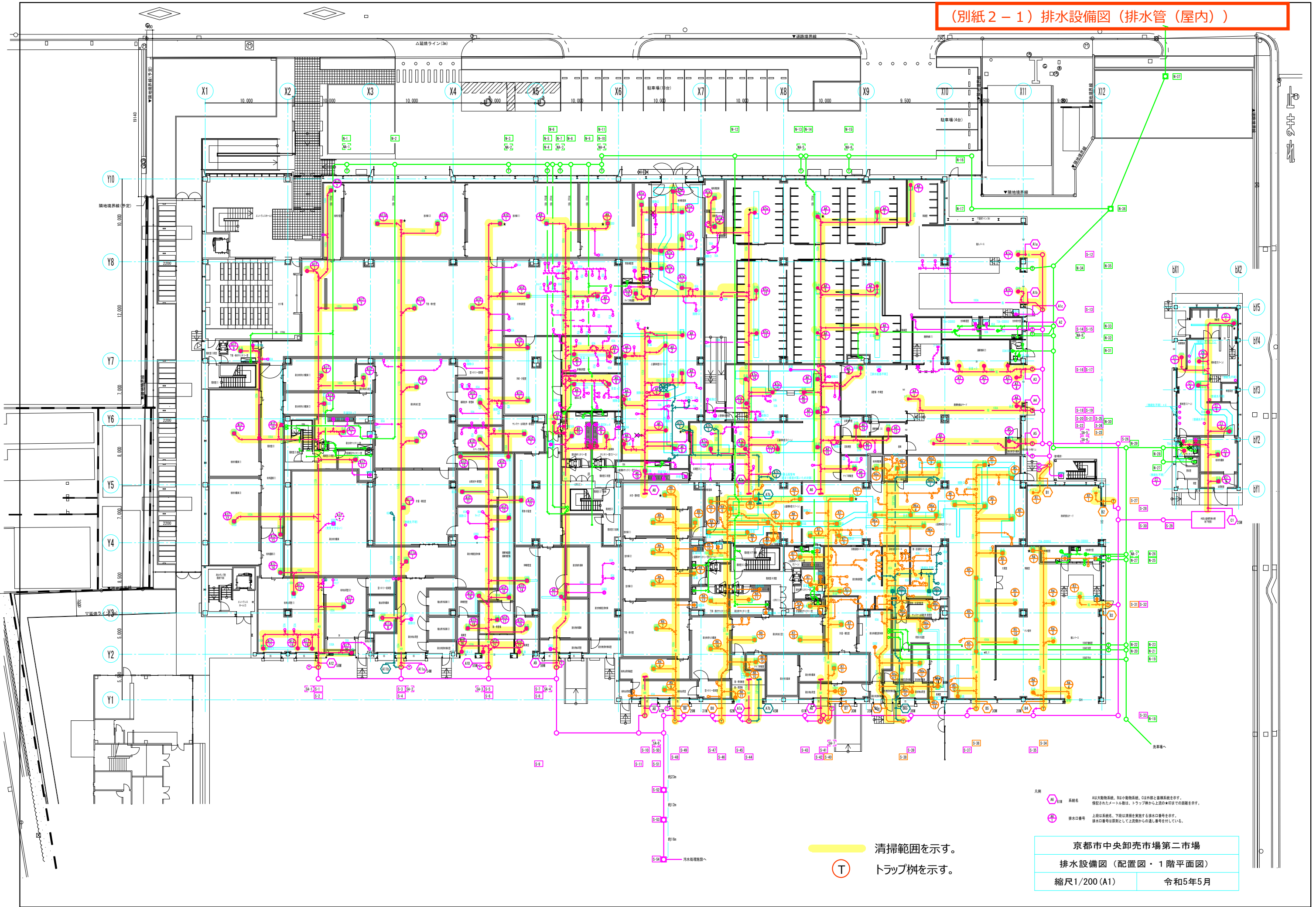
注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

清掃範囲

- ・ 清掃対象は●印のついている箇所とする。
- ・ 系統、排水口、排水槽等の位置は、別紙2-1及び別紙2-2を参照すること。

種類	系統	距離(m)	第1回 (7月)	第2回 (9月)	第3回 (11月)	第4回 (3月)
排水管 (屋内)	A-1a	5			●	
	A-1b	5			●	
	A-3	15			●	
	A-4	20			●	
	A-5	15			●	
	A-6	120	●	●	●	●
	A-7a	130	●	●	●	●
	A-7b	50	●	●	●	●
	A-8	75	●		●	
	A-9	90	●	●	●	●
	A-10	120			●	
	A-11a	70			●	
	A-12	145			●	
	B-1	5			●	
	B-2	5			●	
	B-3	5			●	
	B-4	30			●	
	B-5	60			●	
	B-6a	85			●	
	B-6b	45			●	
	B-7	50			●	
	B-8	90			●	
	B-9	50			●	
C-1	40				●	
排水管 (屋外)	—	270	●	●	●	●
排水槽	—	—		●		●

(別紙2-1) 排水設備図 (排水管 (屋内))

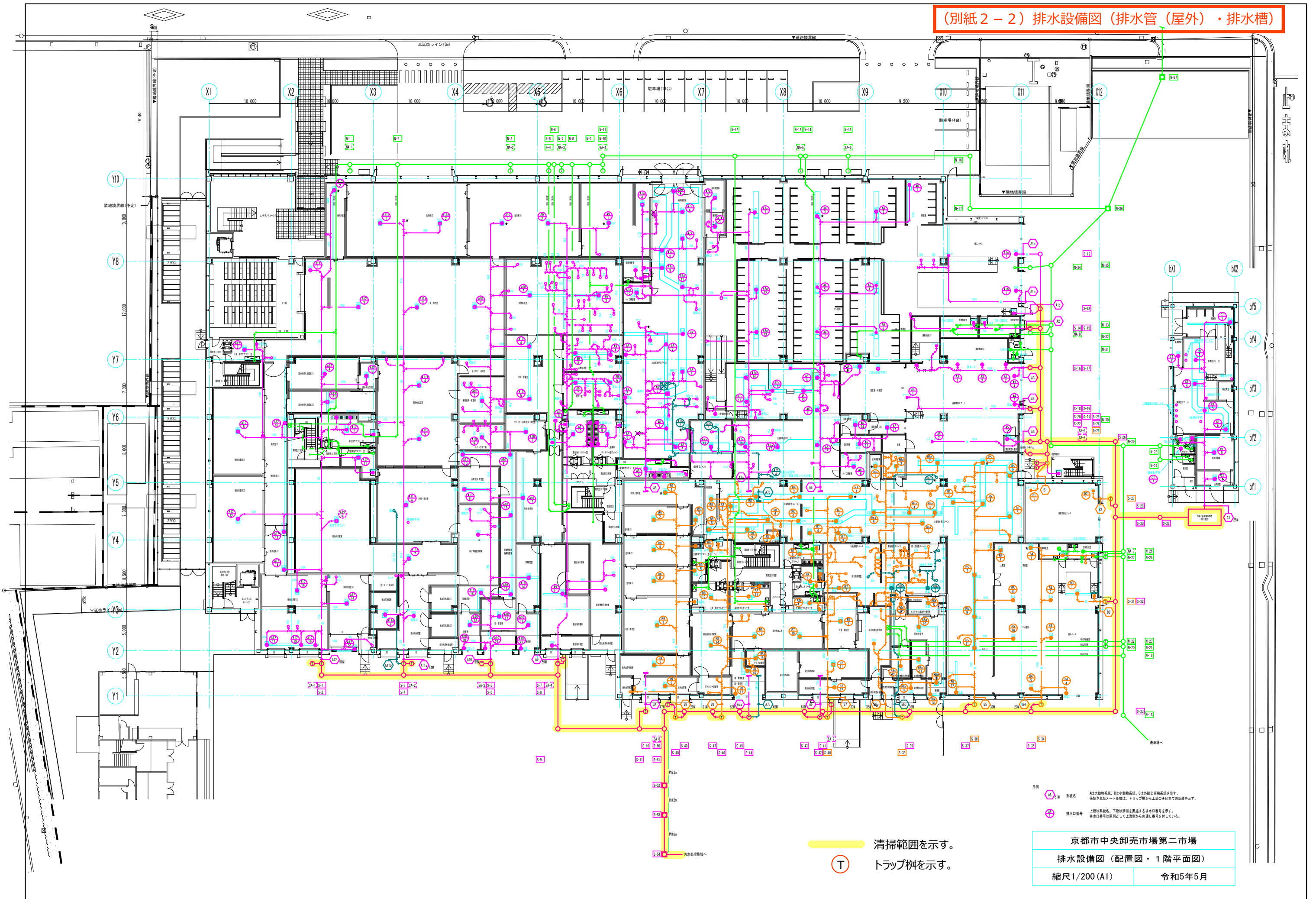


凡例
 (M) 系統名 は大動物系統、中は小動物系統、○は外排水系統を示す。
 表記されたメートル数は、トラップから上流の*印までの距離を示す。
 (S) 排水口番号 上段は系統名、下段は清掃を実施する排水口番号を示す。
 排水口番号は原則として上流側からの読み書きを行っている。

清掃範囲を示す。
 (T) トラップ柵を示す。

京都市中央卸売市場第二市場
 排水設備図 (配置図・1階平面図)
 縮尺1/200 (A1) 令和5年5月

(別紙2-2) 排水設備図 (排水管 (屋外)・排水槽)



凡例
 (M) 系統名 是大動物系統、Bは小動物系統、Cは外野と畜産系統を示す。
 表記されたメートル数は、トラップ前から上流の*印までの距離を示す。
 (S) 排水口番号 上段は系統名、下段は清掃を実施する排水口番号を示す。
 排水口番号は原則として上流側からの読み書きを行っている。

— 清掃範囲を示す。
 (T) トラップ柵を示す。

京都市中央卸売市場第二市場	
排水設備図 (配置図・1階平面図)	
縮尺1/200 (A1)	令和5年5月